第５１４回川越市農業委員会総会議事録

（公 開 用）

川 越 市 農 業 委 員 会

第５１４回川越市農業委員会総会議事録

1　開催年月日　　令和８年９月３０日

2　開催場所　　ＪＡいるま野本店（５０１会議室）

3　開会時刻　　午前　　９時２０分

4　閉会時刻　　午前　１０時２０分

5　招集者氏名　　農業委員会会長　　渋谷　武

6　議長の氏名　　農業委員会会長　　渋谷　武

7　委員出席者数　　１６名

内訳							
議席	氏　　名	出欠	備　考	議席	氏　　名	出欠	備　考
1	大野　美智明	欠		１０	髙橋　正利	出	
2	髙橋　庄一郎	出		１１	皆川　善平	出	
3	小和瀬　康男	出		１２	小嶋　光一	出	
4	小倉　晶男	出		１３	武藤　康則	出	
5	今野　英子	出		１４	新井　計男	出	
6	永島　千惠子	出		１５	大野　豊作	出	
7	田畑　たき子	出		１６	渋谷　武	出	
8	鈴木　初夫	出		１７	永堀　知已	出	
9	時田　重雄	出					

8　議事参与者

職	氏　　名	職	氏　　名
農地利用最適化推進委員	皆川　雅昭	農地利用最適化推進委員	村山　芳則
農地利用最適化推進委員	鈴木　政明	農地利用最適化推進委員	黒田　経夫
農地利用最適化推進委員	中澤　勝芳	農地利用最適化推進委員	利根川　孝一

職	氏　　名	職	氏　　名
農地利用最適化推進委員	佐藤　金誉	農地利用最適化推進委員	荻野　勝美
農地利用最適化推進委員	須賀　宏	農地利用最適化推進委員	渡邉　昭男
農地利用最適化推進委員	杉浦　朗	農地利用最適化推進委員	發知　孝雄
農地利用最適化推進委員	野口　和則	農地利用最適化推進委員	米田　正則
農地利用最適化推進委員	島村　茂勝		

９　事　務　局

職	氏　　名	職	氏　　名
事務局長	高梨　直人	副 主 幹	鈴木　信幸
副事務局長	小野寺　雅樹	副 主 幹	山崎　明美
主　　幹	長嶋　幹生	主　　査	森井　孝信
副 主 幹	河合　將人	主　　事	堀口　優衣

１０　開　会

会長　渋谷　武　は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和８年９月３０日第５１４回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

１１　議事録署名委員選任の件

議長　渋谷　武　は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員　　小倉　晶男

委員　　今野　英子

委員　　永島　千惠子

１２　議決事項及び議事の要領

報告第１号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書８月分について報告する。農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書については、合計３件、３筆、２２１．３１㎡である。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書については、合計１４件、２６筆、７，８９４．３０㎡である。農地改良届については、合計３件、５筆、２，１９４㎡である。相続税の納税猶予に関する３年ごとの農業継続証明書については、合計８件、３１筆、２５，０３３．４１㎡である。農地法第３条の３の規定による届出書については、合計９件、４５筆、３２，６１６㎡である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明については、合計２件、７筆、４，９３５．４８㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第１号

農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長は、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第１号議案は、件数１件、筆数１８筆、面積１６，７１４㎡についての意見照会があった。

整理番号１番は、受け手は年齢４８歳、農業従事日数１５０日、世帯内の農業従事者は２人、経営面積は申出地周辺を含む約２９４アールである。

以上のことから、整理番号１番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者（受け手）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の要件を満たしており、農用地利用集積等促進計画（案）は問題ないと考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号１番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の要件を満たしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第１号について原案どおり決定する。

議案第２号

農地法第３条第１項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第２号議案は、件数１０件、筆数３２筆、面積２４，００５㎡についての申請があった。

整理番号１番については、経営拡張のための所有権移転で、３筆、２，９４０㎡の申請である。譲受人は、現在５４歳で、農業従事日数は年間１５０日以上、約２３０アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約９００ｍである。

整理番号２番については、経営拡張のための所有権移転で、９筆、５，５０９㎡の申請である。譲受人は、現在４７歳で、農業従事日数は年間２００日以上、約１，５０５アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約２ｋｍである。

整理番号３番については、贈与による所有権移転で、１筆、４２６㎡の申請である。譲受人は、現在７１歳で、農業従事日数は年間３００日以上、約１０６アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約２００ｍである。

整理番号４番と５番については、同一人からの申請のため、まとめて説明する。贈与による所有権移転で、整理番号４番は、１筆、１９１㎡、整理番号５番は、２筆１９８㎡の申請である。譲受人は、現在７６歳で、農業従事日数は年間３０

０日以上、約４９アールの農地を耕作する農家である。申請地を贈与により譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離はいずれも４００ｍである。

整理番号６番については、贈与による所有権移転で、９筆、９，４４８㎡の申請である。譲受人は、現在７１歳で、農業従事日数は年間３００日以上、約８２アールの農地を耕作する農家である。申請地を贈与により譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約４ｋｍである。

整理番号７番については、経営拡張による所有権移転で、４筆、２，９１３㎡の申請である。譲受人は、現在６９歳で、農業従事日数は年間２５０日以上、約３３５アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約２００ｍである。

整理番号８番については、贈与による所有権移転で、１筆、１，０６１㎡の申請である。譲受人は、現在５９歳で、農業従事日数は年間１５０日以上、約７４アールの農地を耕作する農家である。申請地を贈与により譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は農業の拠点となる実家から、約１００ｍである。

整理番号９番については、経営拡張のための所有権移転で、１筆、１，０５４㎡の申請である。譲受人は、現在５７歳で、

農業従事日数は年間３００日以上、約３０２アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約１ｋｍである。

整理番号１０番については、経営拡張のための所有権移転で、１筆、２６５㎡の申請である。譲受人は、現在４５歳で、農業従事日数は年間３００日以上、約１３アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約５００ｍである。

以上のことより、整理番号１番から１０番について許可できない場合が規定された、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可することでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号６番について、調査報告する。９月１５日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在７１歳で、農業従事日数は、年間３００日以上である。さいたま市に住み、さいたま市で約５９アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稲で、今回の申請地においては水稲を計画している。また、トラクター、コンバイン、乾燥機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具

を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号６番について、意見を申し上げる。９月１５日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号８番について、調査報告する。９月２０日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在５９歳で、農業従事日数は、年間１５０日以上、約７４アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは小松菜で、今回の申請地においては小松菜を計画している。また、トラクター、管理機、トラックなどを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号８番について、意見を申し上げる。９

月２０日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号９番について、調査報告する。９月２０日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在５７歳で、農業従事日数は、年間３００日以上、約３０２アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは里芋で、今回の申請地においては里芋を計画している。また、トラクター、管理機、トラックなどを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号９番について、意見を申し上げる。９月２０日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号１番から１０番については、許可できない場合が規定された農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第２号について原案どおり許可することに決定する。

議案第３号

農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第３号議案は、件数１３件、筆数１９筆、面積５，４９８．３０㎡についての申請があった。

整理番号１番については、駐車場に使用のための賃借権設定で、２筆、１２７．３㎡の申請である。譲受人は平成２４年１０月に設立された保育所を運営する社会福祉法人である。現在、職員及び園児送迎者用の駐車場が不足していることから、新たに駐車場を必要としている。そこで、保育園に隣接する申請地が適地と考え、賃借にて借り受け、職員用及び園児の送迎のための駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第２種農地であると考えられる。雨水については、自然浸透させる計画である。

整理番号２番については、系統用蓄電池設置のための所有

権移転で、１筆、６９０㎡の申請である。譲受人は令和元年７月に株式会社を設立され、バッテリー製品の製造、販売を主な業務としている。系統用蓄電池は電力会社の送配電網に接続し、電気の需給バランスを調整することにより、電力網全体を安定させるための施設であるため、変電所に近接した申請地を適地と考え、系統用蓄電池を設置する計画である。農地区分については、第３種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号３番については、資材置場及び駐車場敷地拡張のための所有権移転で、１筆、７６８㎡の申請である。譲受人は平成１７年４月に有限会社を設立し、鉄骨・板金加工製品の製造、販売等を主な業務としている。この度、事業拡張のため、新たな資材置場及び駐車場が必要となった。そこで既存敷地に隣接した申請地を適地と考え、売買にて取得し、既存の駐車場と合わせて使用したいとの申請である。（合計敷地面積２，３０７．９１㎡）農地区分については、第１種農地であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が、既存敷地面積の２分の１を超えないため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内に自然浸透させる計画である。

整理番号４番については、資材置場に使用のための賃借権設定で、１筆、１６５㎡の申請である。譲受人は昭和５１年６月に有限会社を設立し、生コン、コンクリートの加工販売を主な業務としている。事業の拡大に伴い、工事資材が増加

したことから新たな置場を必要としている。そこで、所有する駐車場に隣接する創業者の所有地を適地と考え、賃借により、資材置場として使用したいとの申請である。（合計敷地面積４１５㎡）農地区分については、第２種農地であると考えられる。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画である。

整理番号５番については、住宅新築のための所有権移転で、１筆、１９１㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。（合計敷地面積２８５．５１㎡）農地区分については、第２種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号６番については、資材置場及び駐車場に使用のための所有権移転で、３筆、１，０６４㎡の申請である。譲受人は令和３年１０月に株式会社を設立し、解体工事、建築・リフォーム工事を主な業務としている。現在、賃借している資材置場や駐車場を返却することになったため、新たに資材置場と駐車場を必要としている。そこで、本社に隣接する申請地が適地と考え、売買にて取得し、資材置場及び駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第２種農地であると考えられる。雨水については、敷地内に浸透

トレンチを設置する計画である。

整理番号７番については、住宅新築のための所有権移転で１筆、２８９㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第２種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号８番については、住宅新築のための所有権移転で２筆、３８６㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第２種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号９番については、住宅新築のための所有権移転で、２筆、４８７㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。（合計敷地面積４９５．７３㎡）農地区分については、第２種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公

共下水等へ放流する計画です。雨水については、敷地内に浸透桝を設置する計画である。

整理番号１０番については、貸駐車場のための所有権移転で、２筆、３８９㎡の申請である。譲受人は令和元年１１月に株式会社を設立し、不動産業を主な業務としている。既存の貸駐車場を資材置場として売却するため、新たに貸駐車場が必要となった。そこで既存の貸駐車場に近接する申請地を適地と考え、売買にて取得し、貸駐車場にしたいとの申請である。農地区分については、第２種農地であると考えられる。雨水については、敷地内に自然浸透させる計画である。

整理番号１１番については、駐車場に使用のための所有権移転で１筆、１３２㎡の申請である。譲受人は税理士事務所を経営しているが、来客者の増加により、新たに駐車場を必要としている。そこで、事務所に隣接する申請地が適地と考え、売買にて取得し、駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第２種農地であると考えられる。雨水については、敷地内に自然浸透させる計画である。

整理番号１２番については、資材置場に使用のための所有権移転で、１筆、４９５㎡の申請である。譲受人は平成９年６月に有限会社を設立し、建築工事を主な業務としている。資材高騰を抑えるために資材をより多く仕入れて材料価格を抑える都合上、既存の資材置場が手狭になり、新たな土地を必要としている。そこで本社に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、資材置場として使用したいとの申請である。

農地区分については、第１種農地であると考えられるが、地域に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内に自然浸透させる計画である。

整理番号１３番については、資材置場敷地拡張のための使用貸借設定で、１筆、３１５㎡の申請である。譲受人は昭和６３年９月に株式会社を設立し、土木建築業を主な業務としている。事業拡大に伴い資材置場が不足していることから、新たな土地を必要としている。そこで、現在所有する資材置場の隣地が適地と考え、使用貸借により借り受け、既存敷地と合わせて資材置場として使用したいとの申請である。（合計敷地面積１，９４９㎡）農地区分については、第１種であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存敷地面積の２分の１を超えないため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内に自然浸透させる計画である。

以上のことから、整理番号１番から１３番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第５条第２項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号６について、調査報告する。９月２４日に、譲受人と申請代理人から話を伺った。申請の目的は資

材置場及び車両置場に転用するためである。譲受人は、平成３年１０月に株式会社を設立し、解体工事を中心に建設業を営んでおり年間１５０棟の解体を請け負っているとのことである。

現在、木野目に借りている資材置場及び車両置場を令和８年３月末をもって返還することになったことから、代替の土地を探していたところ、本社の隣接地を譲っていただけることになったとのことである。

周囲をコンクリートブロックで囲い、敷地内に浸透トレンチを、雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画で、川越市河川課と事前協議済みである。以上のことから、今回の農地転用申請について、地元委員としては、やむを得ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号１番から１３番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第５条第２項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第３号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第４号

令和９年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書について

議長は、別添議案を上程し、事務局に令和９年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書について説明を求めた。

事務局は「令和９年度の予算編成及び農業施策の推進にあたり、更なる支援の拡充について求めるため、農業委員会等に関する法律第３８条に基づき意見するものであり、本意見書については、本総会において決定後、１０月２１日に川越市長へ提出する予定である。なお、本件については、項目ごとに説明する。」と説明を行なった。

「意見書前文については、議案別冊１ページにまとめたとおりである。」と説明を行なった。

議長は、意見書前文について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、１営農環境の維持・向上の推進の説明を事務局に求めた。

事務局は「１営農環境の維持・向上の推進として、⑴農道及び農業用水路の整備について、⑵農業用水の水質保全について、⑶農業用井戸について、⑷道路等の維持・管理について、⑸有害鳥獣対策等について、⑹河川環境の整備についての６項目にまとめた。営農環境の維持・向上の推進については優先度が高いと判断し、今年度は１番目の項目とした。⑴の農道及び農業用水路の整備について及び⑵の農業用水の水質保全については複数意見があり、文言の整理を行なった。

⑷の道路等の維持・管理については、高齢化や担い手不足により作業が困難との意見があり、新規で追加したものになる。

⑹の河川環境の整備については、老朽化した堰の修理を地域において応急修理を行なった旨の意見があったため、その文言を追加した。」と説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、２優良農地の保全等の推進の説明を事務局に求めた。

事務局は「２優良農地の保全等の推進として、⑴農業基盤整備の推進について、⑵多面的機能支払交付金の活用について、⑶農地の保全・管理対策について、⑷遊休農地の発生防止・解消について、⑸スマート農業の推進についての５項目にまとめた。全体的に文言の整理を行なった。」と説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、３新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善の支援の説明を事務局に求めた。

事務局は「３新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善の支援として、⑴新規就農支援制度の創設について、⑵新規就農等への支援について、⑶農業用機械や農業用施設の整備等に対する助成について、⑷若者の就農機会の創出について、⑸退職後の就農についての５項目にまとめた。⑴の新規就農支援制度の創設についての項目を追加した。また、全体的に文言の整理を行なった。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、４農業振興施策の推進の説明を事務局に求めた。

事務局は「４農業振興施策の推進として、⑴川越産農産物の普及について、⑵川越産農産物のブランド化推進及び「地産外消（商）」について、⑶酒米の支援についての３項目にまとめた。⑴の川越農産物の普及についての「インフルエンサーの起用」を「効果的な発信」といった表現に改めた。また、全体的に文言の整理を行なった。」と説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、５その他についての説明を事務局に求めた。

事務局は「５その他として、⑴不法投棄の防止について、⑵農地における野焼きについて、⑶農作業への理解について、⑷災害等への対策についての４項目にまとめた。⑶の農作業への理解についての後段に、農地へのペットの排泄物に対する注意喚起を追加した。また、昨今の大雨や地震等による災害への備えについて、⑷の災害等への対策についての項目を追加した。」と説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおりとして採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第４号について原案どおり決定する。

１３　閉　会

議長　渋谷　武　は議案の審議がすべて完了したため、第５１４回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

１４　署　名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和８年１０月２７日

議　長	渋谷　武
委　員	小倉　晶男
委　員	今野　英子
委　員	永島　千惠子